

8/26から

改正ストーカー規制法が全面施行され、規制対象行為が拡大！

改正法施行による規制対象行為の拡大

改正ストーカー規制法の施行による、右に掲載した従来の①～⑧までの類型に、以下の行為も規制対象として追加されました。

【8月26日施行】

(1) GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得・GPS機器等の無断取り付け

承諾なく、相手方の所持するGPS機器等の位置情報を取得する行為（例：無断で相手方のスマホに位置情報共有アプリをインストールして位置情報を取得する行為等）や、相手方の所持する物にGPS機器等を取り付ける行為（例：自動車へのGPS機器等の取り付けやGPS機器等を取り付けた物を渡す行為等）が新たに規制対象となりました。

【6月15日施行】

(2) 実際にいる場所の付近において見張る、押し掛ける、みだりにうろつく行為

従来の①は、相手方が「通常所在する場所」への見張り・押し掛け・うろつきが対象でしたが、今回の改正法施行により、相手方が「実際に所在する場所」も対象となりました。

例：たまたま立ち寄った店舗への押し掛け

(3) 拒否されたのに何度も「文書」を送る行為

従来の⑤は、相手方への無言電話や拒否したのに連続して電話・ファクシミリ・電子メール・SNSメッセージ等の送信が対象でしたが、新たに「文書」（手紙等）の送付も対象となりました。

従前のストーカー規制法の対象行為

ストーカー規制法は、ストーカー行為等を規制することで身体等に対する危害の発生を防止し、国民の生活の安全と平穏を守ることを目的とした法律です。

この法律では、以下の8つの類型の行為を相手方・相手方の身近な人（配偶者・親族等）に対して繰り返し行うことを「ストーカー行為」と定めています。

ストーカー行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科されます。また、警察からの禁止命令等に違反してつきまとい等をした者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金が科されます。

- ①つきまとい、待ち伏せ、住居・勤務先・学校その他の通常所在する場所への押しかけ・うろつき
- ②監視していると告げる
- ③面会・交際等の要求
- ④乱暴な言動
- ⑤無言電話、連続した電話・ファクシミリ・電子メール・SNSメッセージ等
- ⑥汚物などの送付
- ⑦名誉を傷つける
- ⑧性的羞恥心の侵害

早めに警察への相談を！

ストーカー行為は、次第にエスカレートして、凶悪犯罪に発展するおそれのある行為です。早めに警察に相談しましょう。

【緊急の場合】110番通報

【相談窓口】最寄りの警察署、

警察相談専用電話 #9110

この記事は、政府広報オンライン及び警察庁HPを基に作成しました。

